

# 青少年の育成環境を守る ための施策について

答 申

平成18年11月6日

小金井市青少年の育成環境審議会

はじめに

市長からの平成17年3月3日付諮問事項は、「1 青少年の育成環境を守るための広報活動について 2 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について」の2項目であり、小金井市として青少年の健全な育成を図るための施策についての答申を求められている。

当市では、約30年の歴史がある小金井市青少年問題協議会の提言、意見表明、報告が既になされてきており、当審議会の役割は、青少年の健全育成と環境問題の改善である。

当審議会における審議の経過は、別紙のとおり、審議会4回、検討小委員会3回を重ね、その間に各委員の意見交換及び各委員からの検討メモの提出並びにその検討等を経て答申をとりまとめたものである。

小金井市が、本審議会の答申を具体化し、青少年のより健全な育成に向けて努力されることを望むものである。

小金井市青少年の育成環境審議会

会 長 遠 藤 哲 嗣

# 目 次

はじめに

1	青少年を取り巻く環境	1
(1)	社会環境の変化と諸問題	1
(2)	地域環境の変化と諸問題	2
(3)	家庭環境の変化と諸問題	3
2	青少年の健全育成に必要な環境作り	3
(1)	社会環境の整備	3
(2)	家庭・地域・学校の取組み	3
(3)	交流の場の設定	4
(4)	地域活動の推進	4
(5)	地域情報の一元化、地域コーディネーターの養成	5
3	答申	5
(1)	青少年の育成環境を守るための広報活動について	5
ア	地域交流の情報の周知	5
イ	青少年の健全育成の取組みの周知	6
ウ	フィルタリングシステムの周知	6
(2)	青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について	6
ア	不健全な看板、はり紙等の撤去	6
イ	指導、勧告、公表の厳正な実施	6
ウ	街頭指導の実施	7
エ	家庭・地域・学校の連携	7
オ	青少年の現状と環境について	7
カ	薬物乱用防止の啓発活動の充実	8

# 1 青少年を取り巻く環境

## (1) 社会環境の変化と諸問題

我が国は少子化、核家族化、都市化、情報化等が急速に進展し、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

パソコンや携帯電話からのインターネットを通じて多くの情報を容易に得ることができるようになり、青少年にとっても勉学等に大変役立つなど、これらの普及は日常生活と切り離せないほど多くの利便と恩恵をもたらしている。反面、これらの普及は身近なところに有害情報を氾濫させ、青少年の感情や行動に悪影響を与えるなどの問題も発生している。

特に、携帯電話は驚異的な普及を遂げ、新しい通信スタイルを現出した。便利、手軽になった一方、所構わずに電話をかけるなどマナーの悪さが問われている。

携帯電話に頻繁に入ってくる迷惑メールも問題となっている昨今、性に特に強い関心を持つ思春期の青少年にとっては、危険で有害な情報の判別もできないまま、好奇心にかられてアクセスしてしまい、その結果法外な料金が請求されても、自立心を持たないため、親にも相談できず、ずるずると非行に走るということも起こり得る。

このように、インターネットや携帯電話の急激な普及により、青少年が簡単に有害情報に触れ得る機会が増えている現状にあり、これらの原因は一部大人の無責任な営利主義によるところが大きいといえる。

なお、少年非行も憂慮すべき状況にあり、現状では、刑法犯全体の約4人

に1人が少年となっており、路上強盗やひったくりなどの街頭犯罪に占める少年の割合が約4割を占めるなどの報告もされている。近年では、子どもが親を殺害する事件も続発しており、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化している。また、大麻やMDMA等錠剤型の薬物乱用も深刻な問題となっている。特に薬物乱用に対する規範意識の低下や危険性・有害性についての認識不足から、若年層への浸透が懸念されている。

これらの犯罪や薬物乱用は、青少年自身に公共心や真の道德観念が希薄であることや自制心が培われていないことがその大きな要因ではあるが、手本となるべき親自身が真の道德心に薄れ、家庭での指導力の低下なども重なり、また、身勝手な一部大人の営利主義が主導をなしていることは否定できない。

## **(2) 地域環境の変化と諸問題**

都市化の進展や住民意識の変化により、地域社会の状況が変化してきている。隣近所の付き合いが希薄になってきたことに伴い、地域における連帯意識が低下し、青少年を見守るという状況が失われつつある。

また、個室でできるテレビゲームやインターネットの普及、教育の変革による塾通いの青少年の増加等により、子ども同士で遊ぶ機会が少なくなっているため、協調性や思いやり、そして社会性を培いにくい状況が生じている。

## **(3) 家庭環境の変化と諸問題**

青少年の成長に最も重要な役割を担う家庭環境は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、親子のふれあう機会が減少しているとともに、塾や習い事、自分の部屋で過ごす時間の増大等により、家族関係が希薄となっている状況が見られる。

また、核家族化の進行等により、世代間の子育ての知恵の継承が少なくなり、子育てに対する親の悩みや不安の増大、家庭内での指導力の低下等を招いている。

## 2 青少年の健全育成に必要な環境作り

この点については、各委員から活発な意見が出され、その主なものは以下のとおりである。

### (1) 社会環境の整備

営利主義に走る不心得な一部の大人や悪質業者に対して厳罰をもって臨み、未成熟な青少年がそれらの被害にあうことのないよう社会環境を整備する必要がある。この悪環境の排除が私たち大人の責務である。

### (2) 家庭・地域・学校の取組み

家庭・地域・学校では、これまでも青少年の健全育成に努めてきている。しかし、有害情報や悪質な勧誘などは、質量ともに増加傾向にあり、後を絶たない現状がある。そこで、これらの有害情報や悪質な勧誘に動じない青少年の育成、特に道德教育に一層力を注ぐべきである。

### (3) 交流の場の設定

近隣の付き合いの希薄化に伴い、青少年を見守る地域の目も失われつつある中、青少年が自室にこもり、コンピュータゲームなどに熱中し、あるいはインターネットや携帯電話からの有害情報の被害者とならないよう、青少年が安全で、かつ安心して遊べる空間を確保し、幼い頃から身近で気軽に他人との交流ができる場（施設）を設ける。また、地域の連携と教育力を増すために、野外活動、交流交歓、ボランティアといった各種の体験の機会を豊富にして、青少年の健全育成を図るべきであり、これらは防犯体制にも資することとなる。

#### **(4) 地域活動の推進**

インターネットや携帯電話の普及により、ピンクチラシやポスター、不良図書などは減少してきているが、これらの排除については、従来どおり、協力員や関係機関の協力を得て継続して環境整備を進めていくべきである。

パソコンや携帯電話による有害メールや出会い系サイトなどによる有害情報に対しては、学校、家庭、地域が連携して、財団法人インターネット協会やその他で公表しているパソコンの有害情報制御（フィルタリング）の情報や携帯電話各社のフィルタリングサービスの情報を周知徹底させて、青少年が被害者とならないよう具体的な方策を講じ、環境浄化に努めるべきである。

夫婦共働きの増大、核家族化による家庭内での指導力の弱体化傾向が問われているが、親として成長期の子どもの育成に十分な配慮をして、子供会その他地域での活動に積極的に参加できるよう努めるべきである。

#### **(5) 地域情報の一元化及び地域コーディネーターの養成**

青少年の育成環境については、家庭、地域、学校等で各種取組みが進められているが、それらの情報を他地域、他団体に知らせるため、市が地域情報を一元化できる体制をつくり、効果的な行事を紹介したり、必要なお知らせなどを流せるようにすることが必要である。

更に、各地域にも地域全体の活動を把握すべきコーディネーターを養成し、市及び他地域のコーディネーターと情報交換ができるようにして、そこで得た情報を地域活動に活かせるようにしてほしい。

### 3 答 申

市長からの諮問事項は

- (1) 青少年の育成環境を守るための広報活動について
  - (2) 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について
- の2点である。

本審議会は、上記の諮問事項について、次のとおり答申する。

#### (1) 青少年の育成環境を守るための広報活動について

##### ア 地域交流の情報の周知

保護者と青少年を交えた交流の場や講演会、勉強会、餅つき大会、職場見学会等々の企画が地域で実施されるときに、各企画への協力、広報の推進を図ることを望む。

##### イ 青少年の健全育成の取組みの周知

市と学校と地域ボランティアが協力した青少年の健全育成のための取組



みなどについて、定期刊行物（市報やホームページ等）で広く市民に広報する取組みが必要である。

#### **ウ フィルタリングシステムの周知**

携帯電話やパソコンからのインターネットによる各種の有害情報の制御や遮断の方法「フィルタリングシステム」については、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」においてインターネットの利用に係る「事業者の責務」、「保護者の責務」「都の責務」として規定し、事業に取り組んでいる。市としてもこれについて学校、その他関係団体等に周知を図るようすべきである。

### **(2) 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について**

#### **ア 不健全な看板、はりがみ等の撤去**

従来から取り組んできた青少年の健全育成を阻害するおそれのある看板、張り紙等を撤去する活動は継続する。実施時期や対象地区等について見直す必要があれば適宜見直しをしていくべきである。

#### **イ 指導、勧告、公表の厳正な実施**

小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例第8条から第11条に青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類、有害広告物等の規制が定められており、これらの規定に従わない事業者に対し、同条例第13条及び第14条の規定により市長には指導し、勧告、公表することができる権限が与えられている。

これら条例で与えられている権限を行使した前例はないが、今後、条例

違反の悪質事業者に対しては、厳しく対処し、もって青少年の健全な育成環境を守るべきである。

## ウ 街頭指導の実施

繁華街等におけるキャッチセールス防止のため、街頭指導を必要に応じて関係機関や関係団体と連携して実施し、青少年がそれらの被害を受けない環境整備に努めるよう望む。

## エ 家庭・地域・学校の連携

### ① 交流の場の設定

現状と対応策についての共通認識を広げるため、地域、学校、保護者、行政（市、警察）が一同に会し、交流できる場を設けるよう望む。

### ② 勉強会の場の設定

情報発信、情報の共有の方法等について関係機関で勉強会を設け、一定の方針を策定されたい。

### ③ 地域コーディネーターの養成

各地域に地域全体の活動を把握できるコーディネーターを養成し、他地域のコーディネーターとの情報交換によって得た情報を、地域活動に活かせるような体制を図られたい。

## オ 青少年の現状と環境について

青少年がどのような意識を持ち、どんな悩みを抱えているか等、また、各家庭では青少年の育成環境等についてどのような意識を持った指導がされているか等、日頃の生活環境面の意識や実態を必要に応じて把握し、青少年

の育成、環境問題への取組みの参考とされたい。

#### カ 薬物乱用防止の啓発活動の充実

市内には、薬物乱用防止を目的とする市民団体が活動しており、関係機関とも協力して講演会、街頭広報活動などを行っている。今後、青少年等が薬物乱用の恐ろしさについて学ぶ機会を増やすなど、啓発活動を充実していくべきである。

以上の答申に対しては、関係機関、関係団体との協働により行うことが望ましい。

## 別紙

### 小金井市青少年の育成環境審議会開催状況

開催日	会議の種類	審議概要
平成17年9月28日	第1回審議会	諮問事項への自由討論
11月7日	第1回小委員会	各自の意見メモ交換
平成18年1月30日	第2回小委員会	意見交換及び答申書の骨格の検討
2月27日	第2回審議会	答申内容について意見交換
5月15日	第3回小委員会	答申(案)の検討
7月10日	第3回審議会	修正答申(案)の検討
9月25日	第4回審議会	再修正答申(案)の検討

## 小金井市青少年の育成環境審議会委員名簿

任 期：平成17年3月1日～平成19年2月28日 (平成18年9月25日現在)

職 名	氏 名	選 出 区 分
会 長	遠 藤 哲 嗣	規則第5条第6号 学識経験者
会長職務 代 理 者	東 嶋 雅 子	規則第5条第5号 民生委員・児童委員・主任児童委員代表
委 員	橋 本 利 一	規則第5条第1号 青少年健全育成地区委員会代表
委 員	齋 藤 武	規則第5条第2号 子供会育成連合会代表
委 員	鈴 木 清 隆	規則第5条第3号 市立小・中学校長代表
委 員	山 田 美 香	規則第5条第4号 市立小・中学PTA代表
委 員	櫻 井 浩 文 (平成17年3月1日～平成17年3月31日) 市 原 昌 樹 (平成17年4月1日～平成18年9月3日) 中 根 春 吾 (平成18年9月4日～)	規則第5条第7号 小金井警察署生活安全課長
委 員	鴨 下 修 平	規則第5条第8号 公募による者
委 員	武 田 有 樹 郎	規則第5条第8号 公募による者
委 員	森 本 栄 子	規則第5条第8号 公募による者

小福児発第103号

平成17年3月3日

小金井市青少年の育成環境審議会

会 長 様

小 金 井 市 長

稲 葉 孝 彦

青少年の育成環境を守るための施策について（諮問）

今日の社会経済情勢の大きな変化の中で、青少年を取り巻く環境は危機に瀕している様相を呈しています。

このような状況の中で、次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長する環境を守り、青少年の健全な育成を図るための施策を推進していく必要があります。

つきましては、下記事項について貴審議会の御見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 青少年の育成環境を守るための広報活動について
- 2 青少年を取り巻く社会環境の調査・浄化活動について